

# あなたの健康を支える

# 国民健康保険

## 国民健康保険に加入する方は？

すべての国民は何らかの健康保険に加入する義務があります。75歳未満で、職場の健康保険など（社会保険や国保組合など）に加入していない方（自営業の方や無職の方など）は、国民健康保険（以下「国保」）に加入しなければなりません。



また、職場の健康保険などをやめた場合には、国保の加入手続きが必要です。手続きが遅れると、保険料をさかのぼって納めなければなりませんのでご注意ください。

＊保険料は届け出をした日からではなく資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。

＊保険証がない間の医療費は全額自己負担となります。

### 保険料は重要な財源です

国民健康保険税（以下「保険税」）は、国保の収入の約3割を占めており、国保制度を支える大切な財源です。また、支出のほとんどは皆さんの医療費の支払いにあてられています。

### 保険税は納期内に納めましょう

国保に加入している方は、給付を受ける「権利」と同時に、保険料を納める「義務」

もありません。保険料は必ず納期内に納めましょう。

特別な理由もなく保険料を滞納すると、有効期限が短い「短期保険証」や、保険診療分の費用を全額負担しなければならぬ「被保険者資格証明書」の交付を受けることがあります。また、納付状況が改善されない場合は、財産差し押さえなどの滞納処分が執行される場合がありますので、納付が困難になった場合などは、町民税務課または歌津総合支所町民福祉課で、必ず納税相談を受けてください。

### ④ 保険証の手続き

【親元を離れる学生に④保険証を交付します】

他の市区町村の高校や大学、各種学校などに入学する場合は、住所の変更が必要ですが、医療保険は今までどおり親元の国保に加入することができます。

この場合は、申請により④

保険証が交付されます。

◆手続きに必要なもの

- ・国保の保険証
- ・印鑑
- ・在学証明書

※転出届も同時に受理します。転出先住所を確認してください。

【⑤ 保険証の有効期限は3月末日です】

昨年10月以降に交付した⑤ 保険証の有効期限は3月末日となっておりますので、4月1日以降も在学する方は、更新手続きが必要です。（対象者には、3月中旬に通知します。）

### 【卒業する場合には】

卒業後も他の市区町村で生活する方は、親元での国保資格を喪失し、住所地の国保の資格を取得することになります。就職して社会保険などに加入した方も国保の資格を喪失します。

また、卒業後南三陸町に転

入し、引き続き国保の場合は⑥ 保険証から一般の保険証に資格が変わります。いずれの場合でも、当町の異動手続きが必要です。

◆手続きに必要なもの

- ・国保⑥ 保険証
- ・印鑑
- ・社会保険等に加入した場合はその保険証

### 国民健康保険が使えないとき

次のような場合は国保（保険証）が使うことができませんので注意しましょう。

- ① 病気とみなされないとき
- 健康診断、人間ドック、予防接種、歯列矯正、美容整形、正常な妊娠・出産等
- ② ほかの保険が使えるとき
- 仕事上の病気やケガ（労災保険の対象）

＊故意の事故や犯罪、けんかや泥酔などによる病気やケガの場合には保険給付が制限されることがあります。

### 交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって傷病を受けた場合も国保で治療を受けられます。なお、示談の前に必ず国保担

当課に連絡をして、届け出をしてください。

＊事故証明書、保険証、印鑑を持参し国保の窓口で「第三者行為による傷病届」を提出してください。

### 特定検診を受けましょう

40歳から74歳の被保険者の方を対象に特定検診を毎年実施しています。集団検診や個別検診を実施していますので健康管理のために是非受診してください。

### 国民健康保険をやめるとき

他の健康保険などに加入したときや他の市町村に転出したとき、死亡した場合等は届出が必要です。

資格の喪失した保険証で診療を受けると国保が負担した医療費は後で返してもらうこととなります。

## 国民健康保険に関する問い合わせは

町民税務課  
医療給付係  
☎46-1373  
歌津総合支所  
町民福祉課  
☎36-3921

## 平成26年の主な制度改正

### 震災により被災した住民税非課税世帯に一部負担金等免除を開始します

南三陸町では、住家が規模半壊以上で住民税非課税世帯の方及び主たる生計維持者の死亡又は行方不明で住民税非課税世帯の方を対象に一部負担金等免除証明書を発行いたします。なお、震災時に当町に住所を有し罹災証明書の発行を受けた国保被保険者で所得要件で該当する方には3月中に免除証明書を送付致しますのでご確認願います。また、有効期限は平成26年7月31日までとなっております。限度額認定証更新の際に前年度所得状況により再度判定することとなります。当町で罹災状況の確認できない方や転入されて該当される方は申請が必要となりますのでご了承願います。

＊後期高齢者医療で一部負担金等免除を実施する場合には、宮城県後期高齢者医療広域連合より通知されます。

## 国民年金後納制度の利用はお早めに

国民年金保険料を納め忘れた場合や、届出を忘れたことで、未加入期間がある場合は、年金の受給額が少なくなったり、受給できなくなることがあります。

過去10年以内の保険料は、後納制度を利用することで納付することができ、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができます。

後納制度は、3年間限定の制度で申込期限は、平成27年9月30日（水）までです。ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格がある方は後納制度を利用できません。

また、審査の結果、後納制度による納付を利用できない場合があります。不明な点は国民年金保険料専用ダイヤル、または年金事務所に問い合わせください。

○保険料専用ダイヤル 0570-011-050

○石巻年金事務所 0225-22-5117

<今月の年金相談会>

日時：3月20日（木）

午前10時から午後3時まで

場所：南三陸町役場 1階相談室

※年金に関する相談に応じます。

問い合わせ 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

※現役並み所得者は3割のまますべりありません。

### 所得の低い人に配慮した 保険料の軽減等 平成26年4月から

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
これまで	51万円	14万円	12万円
見直し後	51万円	16万円 (+2万円)	14万円 (+2万円)

① 保険料の賦課限度額を引き上げます。

### 医療費が高額になった時の自己負担限度額が変わります

平成27年1月から70歳未満の人の自己負担限度額について、負担能力に応じてきめ細やかに対応できるよう所得区分を細分化して限度額が見直されます。

② 所得の低い人への保険料軽減措置が拡充されます。軽減の基準となる所得額が引き上げられ保険料を軽減される人が拡大されます。